

国民健康保険税税率等の改定について

1 国民健康保険税の税率等の改定の趣旨について

川越市国民健康保険赤字解消・削減計画（H30.3月策定）に基づき、令和元年度から令和5年度課税において3回の保険税率等の見直しを行うなど、一般会計からの法定外繰入金（赤字）の削減を進めてきたが、計画最終年度の令和5年度では、赤字の解消には至らない見込み。また、県では令和9年度からの標準保険税率の適用を運営方針に定めており、段階的な保険税率等の見直しを令和8年度までに進める必要があることから、令和6年度に国保税率の改定を実施しようとするもの。

2 国民健康保険税の税率等の改定の推移について

（赤字解消・削減計画に基づく令和元年度・令和3年度・令和5年度の改定）

■税率等の改定

区分	項目	H20～H30	令和元年度	令和3年度	令和5年度
基礎課税分 （医療分）	所得割税率	7.35%	7.35%	7.35%	7.35%
	均等割額	21,800円	23,300円	24,700円	27,500円
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.20%	2.20%	2.40%	2.40%
	均等割額	6,400円	7,300円	8,400円	9,400円
介護納付金分	所得割税率	1.40%	2.00%	2.00%	2.00%
	均等割額	9,000円	10,200円	11,300円	12,300円
合計	所得割税率	10.95%	11.55%	11.75%	11.75%
	均等割額	37,200円	40,800円	44,400円	49,200円

【令和元年度】均等割額 3,600円引上、介護分の所得割税率 1.40%から2.00%へ
 【令和3年度】均等割額 3,600円引上、支援金の所得割税率 2.20%から2.40%へ
 【令和5年度】均等割額 4,800円引上、所得割税率は改定を見送り

■課税限度額の改定（法定限度額の引き上げに伴う改定）

区分	H30	令和元年度	令和3年度	令和5年度
基礎課税額分（医療分）	54万円	58万円	63万円	65万円
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	19万円	20万円
介護納付金分	16万円	16万円	17万円	17万円
合計	89万円	93万円	99万円	102万円

※税率等の見直しによる増収効果

【令和元年度】 約3億1千万円
 【令和3年度】 約2億8千万円
 【令和5年度】 約2億8千万円（予算ベース）

3 埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）について

※ 保険税水準統一の進め方 ⇒ 令和9年度に準統一（市町村標準保険税率の適用）開始

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	・・・	R〇〇年度
運営方針	第2期運営方針期間 ※保険税水準統一について明記			第3期運営方針期間			第4期運営方針		第〇期運営方針
保険税水準の統一	市町村ごとに設定						第①段階 （準統一）		第②段階 （完全統一）

4 市町村標準保険税率（令和5年度）と本市現行税率との差

	市町村標準保険税率(R5)		本市現行税率		差
所得割	医療	6.70%	医療	7.35%	0.65%
	支援金	2.76%	支援金	2.40%	▲0.36%
	介護	2.37%	介護	2.00%	▲0.37%
	計	11.83%	計	11.75%	▲0.08%
均等割	医療	40,507円	医療	27,500円	▲13,007円
	支援金	16,125円	支援金	9,400円	▲6,725円
	介護	17,192円	介護	12,300円	▲4,892円
	計	73,824円	計	49,200円	▲24,624円

5 他市との比較（令和5年度税率）

県内40市中 2方式（所得割・均等割）28市（本市含む）
 4方式（所得割・資産割・均等割・平等割）12市

均等割額

県内平等割がない28市中最も高いのが久喜市で59,100円、最も低いのが坂戸市で39,000円。平均は、50,571円。川越市は平均を1,371円下回る49,200円で28市中18番目に位置している。

6 標準保険税率とは

県では毎年度、法令に基づく統一ルールに基づき「標準保険税率」を算定しており、県全体の保険給付費等（医療費）を賄うために必要な税率の理論値とされている。

